

石炭対策特別委員会議録 第九号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午後三時六分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本

理事岡田

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

理事倉成

理事中村

同(多賀谷眞稔君紹介)(第一一九三
号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第一一九四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

同(岡田利春君紹介)(第一二二四
号)

度までに五千五百万トンの出炭を確保
して、同時にトン当たり単価千二百円
を引き下げるといふこの政策というも
のは、物価の値上がり、あるいは賃金
の値上がり、運賃の値上がり——運賃
は今度のこの合理化法で保証されてお
るようでございますけれども、そうい
う関係で必ずしもその所信を確実に貫
くことができない情勢が出ておるよう
でございます。しかも現在出炭の状況
を見てみますと、一月のペースで見ま
すと、昭和三十七年度においては優に
六、七千万トンをこえる出炭が確保で
きるというような情勢にも一方あるわ
けです。こういう情勢の中で政府は依
然として、昭和三十八年度に五千五百
万トン、千二百円引き下げの今までの
石炭鉱業の合理化計画というものを貫
いていくのか、それとも客観情勢の変
化に対応をして新しい合理化の計画で
も立てる意思があるのかどうか、そこ
らあたりの政府の基本的な考え方を、
一つこの際明らかにしておいていただ
きたい。

よりには実は考えております。従いまし
て、その五千五百万トンというものを
安定供給できるような態勢は、ぜひと
もとりたいたいと思っております。同時
にまた、千二百円下げ——いろいろ予
想しない事態が起これば、もちろん千
二百円下げというものが不可能になっ
て参ります。しかし、ある程度の賃金
の引き上げは予想を立てております
し、また、物価の正常な推移の状況の
もとにおいては千二百円下げは可能だ
ろう、こういうことでその目標も今な
お堅持いたしておるわけでございます
す。ただ時期的な問題から見まして、
四月に炭価を決定すること、これらに
はやや無理があるやにも見受けま
す。実施時期などについてはよく関係
の向きと相談するつもりでございます
が、まず、第一の目標の千二百円下
げの五千五百万トンを達成することが第
一にやるべきことだ、かように実は考
えております。

油等の値下がり非常に早いので、千
二百円ではだめだ、やはりこれは千六
百円か千七、八百円ぐらいの引き下げ
をやらないと、とても石炭産業とい
うものは重油等の液体燃料に対抗して
いくことができないという、そういう
意見が新聞等にちらほらと載って
おりますが、これは政府は全く
関知せざるどころであつて、政府とし
ては三十八年度までのこの目標とい
うものは金科玉条のものである、こ
ういふことになるんですか。

○佐藤国務大臣 もろろん石油の値段
の変遷というものは、これはいろいろ
本筋と申しますよりも、需給の関係等
で最近には特に安くなつておるよう
なこともございます。この特殊な原因に
基づいての価格、これに石炭をマッ
チさせていく、これは大へん困難なこ
とでございます。私も、まず第一段が
達成して、さらにその産業自体の合
理化なり、あるいは内容の検討がで
きる、こういうような状態でございま
すれば、業界においてもさらに御努力
いただきたいと思つて、ただいまの段
階におきましては、国内物価あるいは賃
金との関係等から見まして、千二百円
下げのこともなかなか容易ではない、
そういう実情である。一方石油は、た
だいま申し上げるに、特殊な理由
からこれが非常に安くなつて、こ
れと無理やりに均衡をとるといふこ
とは、これは私本来無理だと思つて
います。しかし、御指摘になりました意

○佐藤国務大臣 さうしますと、最近、石
炭鉱業の合理化審議会の基本部会です
か、何かああいうところで、昭和三十
七年から四十二年までの六十年の石炭
鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

炭鉱業の合理化計画を立てて、そして石

見が一部にあることも事実でございます。しかし、政府自身がたゞいま基本的な考え方を修正しているというものはございません。

○滝井委員　そうしますと、一応五千五百万トン、千二百円騰勢というものを政府は買収することを確認していただきまして、次の質問に入ります。

実は、先日もちよつとここで質問をしたのですが、現在、たとえばわれわれの田川炭田の状態を見てみまして、出炭のトン数というものは二百三十万トンが依然として出てきているわけですが、これは今から数年前と同じ形です。しかし、炭鉱の数は非常に急激に減ってきているわけです。炭鉱の数が減って、そして出炭態勢が同じだということとは、一人当たりの出炭態勢というものが非常に上がってきていることを意味するわけです。かつては十三トンかそこら出しておったものが今二十五、六十トンから三十トン出るから、労働力は非常に減っている、山の数も減っているけれども、出炭量は大きくなっている、こういうことが言えるわけですが、この場合に特に注意をしなければならぬのは、出炭量が同じであるということとはどういふことを意味するかという、相当多くの労働者がそこで首を切られてしまっている、こういうことです。それじゃその首を切られた労働者が、他の能率の上がる山に全部雇用されておるかという、そうではなくて、その能率の上がつていっている山、労働者も急激に少なくなつてきている、こういう形が起つてきているわけですね。そうしますと、今後政府が近代化資金をつぎ込んでいく場合にどういふことになるかという、非常

に特殊の、能率のいい炭鉱にしか金はつかないことになるわけです。これは当然のことだと思ふ。資本主義の原則、弱肉強食の原則は、自由競争というそういう形になつてくるわけですね。そこで、そういう形になつておられますから、五千五百万トン騰勢を確立して、いこうとせられるならば、この際雇用労働者もある程度はやはりお互いに、人生の計画というものを立てなければいけないうわけですね。今自分が一生懸命に働いておる山の運命というものは、一体どの程度だろかというのを考えるのが人情です。それは子供も大きくなりまして、学校にもやらなければならぬ、あるいは、自分もやがて定年が近いから、家でも建てて、子供をまた自分のあとに入れようか、こういうお互いに人生の計画というものがあつて、ところが山の運命が一体どの程度あるかというおおよその見通しさえわからないという、こつくり不幸なことではないわけですね。そこで、出炭態勢は同じだけれども、どんどん山がつぶれていくという事態の中で、これは自治体も望んでおるわけですし、産炭地振興事業団にも関連してくるわけですが、今自治体なり労働者の諸君が要望するのは、一体この自分の働いておる山はどの程度まで五千五百万トン・ベース、千二百円引き下げについていけるでしょうか、この質問なんです。自治体もまた、この山はどの程度ありましようかという要求ですね。これは住民とそれから労働者と自治体、炭鉱地帯の者すべてが今それを知りたがつておるわけですね。これを明らかにしなければいかぬ時代がきていると思う。ところがこれを明らかにすると、資本主

義の世の中で、大企業の運命というものはもうあと一年じゃ、こう言われると一きりのうわれわれも議論したのですが、お前は胃ガンだと言われたりすれば大へんなことと同じです。

われわれの学生の時代に、こういう話がありました。これは余談だけれども、つながらずから……。実は、非常に修養をした神宗のお坊さんがおつたのです。そして若い大学を出たての医者が、そのお坊さんの担当になつておつた。そのお坊さんいわく、先生、わしはどんな病名をつけられようかと絶対に気落ちすることがないと言つて、若い医者を介さずわしに言ひかしてしまつた。教授からは絶対にお坊さんの病名を言うことはまかりならぬと言われておつたけれども、その若い卒業したての医師がお坊さんに向かつてこつせりと、実はあなたは胃ガンだと言つたら、翌日からこのお坊さん飯が食えなくなつて、一年くらい寿命があるだろうと言われておつたのが、二カ月くらいで死んでしまつた、こういう話があります。それと同じように、お前の山は一年じゃと言われると、なかなか金の貸し手もない、品物の入れ手もないと思ふのです。しかし、そうかといつて、言わなければ労働者は大へんです。自治体も大へんです。そこでこれはやはり政府が、半年くらい前に、この山はもうだめです、だめだから買い上げます、銀行その他へ、金を貸す場合には、この山の出炭というものは月に一万トン、六カ月で六万トンしか出ませんよ、この範囲でおやりなさい、こういう山の出炭と、その山の出炭に見合う借金力といふますか、こういうものをやはり政府がきちつと

言つてやる方がいいと思ふのです。胃ガンの患者でも、あなたは六カ月だ、こつ言つてもらつた方がかえつていいのじゃないかと思ふのです。この炭鉱は六カ月だ。それはどうしてかといつと、一人の人間の場合ならば、六カ月と言ふことは大へんだけれども、あとにたくさん大へんな者がおるわけですね。一人の炭鉱主の運命を予告しないために、五百人あるいは自治体の何万人という人の運命がこれにつながつておるとすれば、一人の炭鉱主を犠牲にするとはやむを得ないと思ふ。しかし六カ月の猶予期間は政府が責任を持ちますよ、六カ月だけはその炭は政府が必ず長期契約のルートに賣せて電力会社に売れる世話をしますよ、こついう方法をとる必要があるのじゃないかと私は思ふのです。それを今やらぬところに非常に問題があると思ふのです。この点については非常に自治体も、そこに働く労働者も困つておるのですから、これについて何か政府は考へておることがあるのかどうかということですね。

○佐藤国務大臣　ただいまの寓話のお話、滝井名臣でありましたら、問題は解決するのかわかりません。しかし、ただいま私どもが政府として考へること、これは石炭産業そのものの寿命が一体どうなのか、個々の山といふことでなしに、石炭自身は千二百円下げて、そして五千五百万トンはとにかく確保できるのだ、この産業としての安定的なもの、それからそれが基幹産業であるといふこと、これだけは国民に十分植え付けたいと思ふ。そういう意味で私どもは実は政策を立て、そしてそれを強力に推進している。と

ところが、さらにその五千五百万トンのうちの、この山は一体どうなるのだ、こついう問題になりますと、これは通産省自身、この山の寿命は幾らだといふことを具体的に知らしてくれとおつしやれば、現在データを持たないわけでもございせん。しかし今日の石炭技術あるいは探鉱技術等から見ても、一応推定するだけで、必ずしもそれが当たるわけのものでもございせん。やはりこの山の寿命というものは、一体だれが一番よく見当がつくのかといつと、これは経営者だろかと思ふ。そして経営者自身は、その山の寿命というものを知り、そしてその経営に従事しておる。しかも、組合との間には絶えず交渉を持つておる。そういうことを考へますと、政府からこの山の寿命が幾らあるのだとか、あと何年あるのだといふことを申すまでもなく、これは労使双方が、自分たちの従事しておる山の実態というもののについては、政府より以上に深い認識を持つておるのではないかと思ふ。ただ一つここに問題になりますのは、経営者も経営を統括していきたい、労働者もその職場にいたい、しかしいろいろな工夫してみても、薄い層であるとか、あるいは非常に深度が深いとかいふことで、なかなか採炭といふことが技術的にも困難で、いわゆる他の競合の燃料と比べてみて採算がとれない、市場性がな

い、こついうようなものがあるだらうと思ふ。これはいろいろな意味において市場性がない、あるいは将来が枯渇しておる、こついうものに対して、事前にそれが発表できるかどうか。これを全然知らぬ顔をしておるわけにいかない。こつにこついう山だと、経営

者も経営の意欲が非常に鈍っておりま
すから、保安等も十分できておらな
い。そういう危険な山をそのままの状
態で掘り続けに参りません。そこで
政府といましては、せつかくスク
ラップの方策もあり、またその法律も
ある、こういう意味で、これに對して
は事前に勧告なりあるいは十分な相談
をして、それで山の寿命をきめていく
ということとは可能だと思ひます。けれ
どもそれ以外の場合だと、なかなか容
易なことではないし、また、これは経
営者と組合の人が一番よく知ってお
らう。また政府が買ひ上げたいとい
いても、これを公表する時期はよほ
ど気をつけたいと意外な摩擦を生じや
すのであります。ただ、いまい例を
とって申されました。いかに大悟徹底
してはいると申しましたが、聞かされ
ば非常に動揺する。これが私どもが一
番苦勞しておる点でございます。私
どももろく名匠でもございませぬし、相
況のもとにおいて、君たちの山はあ
と三月月だとか、あるいは半年だとか、
か、こういうことを申すことは、これ
はよほど気をつけなければならぬとい
とだ、かように考えます。今までもい
ろいろスクラップの對象になる山を事
前に公表しろと言われましたが、これ
はなかなか社会問題、政治問題等もこ
ざいますので、そういう意味では非常
に慎重を期しておるというのが現在の
段階でございます。御了承いただきた
いと思ひます。

○津井委員 私と言わんとするところ
は、大臣が今言われたように非常に広
範なものを私は言っておるわけではな
いのです。現在の実例でいへば、買ひ

上げを申請している六十七万トン分
ですね。それから政府が今後計画をして
おる六百二十万トンのうちのこととし
てこの新しい方式で買ひ上げようとして
おる百二十万トン、それから保安の四
十五万トンですね。保安のものは、金
を入れてよくすれば、その必要はなく
なるわけですね。こういうものに私は限
局をして議論をしたいと思ひます。
石炭鉱業合理化臨時措置法も、御承知
のように、出炭量とかあるいは炭価
とかいうようなものは一応おきめにな
るわけですね。ところが石炭鉱業の合理
化計画というものは、人間の問題につ
いては、私はいつも指摘しているのだ
すが、何も言っていない。石炭を掘ろ
うとするならば、一人当たりなんぼに
しなさい。二六・二トンと言つてお
る。その場合に、その山に労働者は幾
ら必要なんだ、これくらいは雇用しな
ければならぬといふことはちつとも
言つておらないのですよ。だから人間
の問題は、さしみのつまよりかもつと
悪い状態で放置されておるわけですね。
私はやはり合理化計画を法律でこうし
て政府が金を出しておやりになるな
らば、それに伴う人間の問題につい
ても、これは労働省が立てることにな
るかも知れませんが、立てる必要があ
る。それがやはり親切だと思ひます。
石炭鉱業を守るためには、その
鉱区を買ひ上げてやりますよ、鉱害も
見てやりますよ、未払い金利も見てや
りますよ、こう言ひながら、一体そ
の運命はいつなんだ、いつになったら
これを買ひ上げるのだといふことを労働
者に言わなければ、不親切だと思ひま
す。そうして事業主だけに、鉱業権者
だけに、申請しておけば、君の番がきま

したから来なさいと言つて、呼び出し
て金の相談をする。そうすると自治体
もつんぼさじき、労働者もつんぼさじ
き、一体鉱業権者が幾らにこれを売
つてもらったかといふことは全然秘密
にしておるのですから、鉱害を受けた
被害者もわからないし、その鉱業権
者に金を貸しておる坑木屋さんも、そ
れから機械屋さんもみんなわからない
わけですね。そうして、もらった金は銀
行に返したり何かしておれば無一文だ
と言われる。泣く泣くにも泣けないわけ
ですね。今そういう事態は、中小企業の
鉱業権者にはさうです。だから、この
運命をやはり知らせてもらわなければ
ならない。特に、人間の運命について
は知らしてもらわなければならぬ。
私が言うのは、六百二十万トンのこ
れからの計画を全部言つてくれといふ
わけではないのです。まず、六十七万ト
ンです。六十七万トンは、これは、私
の山をつぶして下さいます、買ひ上げ
て下さいといふのですから、順番がく
れば必ずなるのです。だからその順
番のうちから、半年のものは公表して
しまふのです。そうして労働者には、
安定職を求めざる準備をさせなければ
ならないと思ひます。あるいは職業
訓練所に今度は自分どこへ志願しよ
うといふような準備の申し込みくらい
はさせなければならぬと思ひます。
が、これが今ないのです。だからど
うと労働者が出てくると、職業安定所
と労働者が出てくると、職業安定所は
これを収容するだけの能力はないので
す。たとえば、これはあとでも出てき
ますが、私のところで大峰が第二会社
の希望退職を募つてゐる。この三井
の千十二人と大峰の七百人が出てきま

すと、田川の職業訓練所では入れる余
地が全然ない。だから、合理化計画と
いういふものとがちつともマッチして
おらないのです。一番のしわが労働
者にきて、追つぱり出される。そして
日雇労働にいく。緊就にいこうとす
るならば、七千人のワケがあつて、順
番がいつくるかわからない。日暮れて
道遠しの感なんですね。こういう状態
は、とても分散政策はできない。だか
らわれわれは、これは合理化計画なん
ですから、少なくとも合理化といふ名
がついたら、やはり人間の問題まで合
理的に処理をしなければならぬとい
ふ問題だと思ひます。私たちは石炭
鉱業合理化法には反対です。しかし大
臣も御存じの通り、今度の炭労の政策
転換の闘争といふものは、今の段階
で、石炭がなくなつて、その山は来年
の三月につぶれると言われればやむを
得ない、これには反対できない、よろ
しい、それでは山をつぶしてもいいか
ら、来年の三月になつたら一つ私の安
定職を見つけて下さい、こういふこと
で話が進んでおるわけですね。
だから来年の三月にはお前の山はつぶ
れるぞといふことを六月月くらい前に
言つてくれれば、安心立命ですよ。い
わば安心立命を与えるようなものでは
ない。技術的に考えればそういうことは
可能だと思ひます。すでに鉱業権者は満足
した、それが風の間に全労働者に
はわかつておる。わかつておるけれど
も、お互い人間だ、お前はガンだと言わ
れればおそろしいと同じように、何か
問題がある。しかし今度は、労働者が
新しい職場に転換をしていくための心
の準備を与えるためには、六月月には必
要です。子供の学校の入学、転校の問

題についても考えなければならぬ。
あるいは人生の計画をスムーズに立て
させるためには——この六十七万トン
のうち、半年くらいに買ひ上げられる
もの、二十年くらいあるかも知れんけ
れども、二十万トンや三十万トンくら
いは半年くらいで処理できる、そうい
う山は、運命はきまつておるわけであ
らう、心の準備はできかろうとして
いるわけですね。それをはつきりして、政
府が次のあたにかい手を差し伸べ、同
じ企業の中で安定職場にしてあげると
いふことをするのが、当然石炭政策の
責任だと思ひます。幾ら私企業だとい
つたって、人間を使つて、弊履のご
とく捨て去ることは、ヒューマニティ
が許さぬと思ひます。この点で六十
七万トンとことしの買ひ上げの百二十
万トンについて、大臣はどうお考えに
なりますか。
○佐藤内閣大臣 滝井さんの御注意は
しごくもつともでございます。そこで
実際にはどうしてゐるのか。もちろん
書面ではいろいろ調査して大体候補をき
める、しかし、候補をきめて直ちに整
理の對象になるわけでもございませぬ
し、やはり事業団に移してから、事業
団がそれからかかつていく、こういう
ことになつてゐます。現地を調査しない
でやるわけでもございませぬし、現地調
査といふのが大体今言われる問題の前
に行なわれるものだ、実際はそういう
ようになつておるように思ひます。な
お詳細は事務当局から説明させます。
○今井(博)政府委員 滝井先生非常に
よく御存じの問題でございますが、事
業団が実際に山を買ひ上げます場合
は、事業者から買ひ上げの申請を受け
てからいろいろ審査をいたしまして、

現地調査をいたす段階が一つございます。この現地調査をいたす段階に入りますと、大体この山は買い上げ得るのではないかと見通しを立ててやっておるのであります。現地調査をやる際には組合の承諾を必要とするという事になっておりますので、現地調査をやりましたら、実際の買い上げの手続が完了するの、大体平均すると半年ぐらいかかっておるようでございます。今お話しになりました半年前という事に、偶然の一致か知りませんが、合致するよう順序に相なっております。

○滝井委員 半年ぐら前に前も、今は半年後に買い上げられるのかどうか。一番早いので半年です。とにかく買い上げの評価額の内示をするのが、鉱害調査を今全部やらなければならぬから、それが一番早いのが六カ月。われわれのところ、豊国炭鉱のような大手でも、スタッフをそろえてやっても一年かかってようやくという状態です。今鉱区が幅狭して、鉱害が複雑になってきておる、破断角その他の関係があつて、簡単にはいかぬわけです。どうせこの山は動いておるわけです。何ばか石炭を出しておる。出しておる石炭を、国が電力会社その他にきちんと六カ月間、一定の国のいう出炭をすれば保証するといふ形になれば、坑木業者その他も、この山は六カ月後につぶれますよといわれたつて、いいということになる。労働者も、それまできちんとしていた態勢ができてくると思ふんです。何かかゆいところに手が届くような親切心というものが、この合理化法には欠けておるのです。それは、鉱害とか未払い

賃金みたいなものは割合熱心に討議をせられますけれども、やはり次の雇用というふうな問題、住宅という問題までも考えるところまで、やはり総合的にいかなければいけないと思ふのです。そのためには六カ月ぐらゐの余裕を置いてやらぬと、その間に金がなくなつてしまふのです。現実には、御存じの通り、ほんとうに買い上げが行なわれるのは、山が閉山をして半年か一年してから買い上げることになるから、労働者はその間もう退職金もなければ、何も金がないのです。だからみな生活保護にならなければならぬ、こういう形になるわけです。何かこころあたり、特に今年度新しく買い上げられる百二十万トンについてはそういう方式を出して、そして炭労なり全炭鉱に、それがそういう組合に所属しておるならば皆さんの方からお示しになって、そしてそこで労使協議をして、きちんとした跡始末をしようという、私は非常にスムーズにいくというふうに思ふのです。特に雇用対策等がうまくいくと思ふのです。そういう点どうですか。そこあたりもう少し合理的な、秩序正しい、労務政策も加味した合理化政策というものをやりにならなければ、やはり今の状態では、今井さんが非常に骨折られておるが、成果は結局まだ遠い、労働者が残つちやう、こういう形になると思ふのですが。

○佐藤国務大臣 今の現地調査に出かける、それから半年はいろいろな調査でかかる、長くかかれば一年かかる、こういうことですね。ところが現地調査に出かけて半年の間でも掘り続けてくれれば非常にいいが、現地調査に出

かけるときには、もうほとんど閉山寸前というか、また、現地調査に来たのだからこれは閉山だ、こういう形では混乱を来たすのではないかと。だから実際問題として、ここはどちらがよろしいのかわかりかねるのです。たとえば現地調査に行く、現地調査をする際には組合の承諾を必要とする、そのときに組合とじっくり話をして、残存期間というか、その間の継続作業の取りきめができれば大へんいいですが、それができない状況が今の姿ではないか。そうすると、現地調査に行くときにはもうすでに閉山しているというふうな場合の現地調査が行つたり、あるいはまた現地調査に行つたら、もう逃げる方が先で、あの残存期間掘るといふことよりも、いよいよやめるのだということ、浮き足立つというのが今の実情じゃないかと思ふ。そこから何かうまく経営者、組合、双方で責任を持つような態勢ができるかどうかです。これは私も、もう少しよく実際の現場について指導してみたいと思ふ。思ひますが、さっきのガソリンの病名発表と同じような形になっているのじゃないか、ここを非常に心配します。これは実際問題として、私も取り組める余地があれば十分取り組んでみたいと思ひます。

○滝井委員 実は、炭鉱が買い上げの申し出をしたときというのが、私は一つの転機だと思ふのです。今、買い上げの申請をしたときに、すぐには行かないのです。順番が後になつていくのです。これが問題なのです。どうしてこういふことになつたかというときにお考えになつたのは、おそらく

評価額を内示するのは二カ月か三カ月でできるだろうというので、あれは二、三カ月の余裕しかとつていません。初めのうちはそれぐらゐ早いと思つておつたのです。われわれもそうだと思つていた。初期に買い上げ申請した炭鉱というのは、問題なくすつていっています。ところが、その後被害者なり鉱業権者なりがだんだん賢くなつて、合理化事業団の方も賢くなつて、これは大へんだ、用心しないとまかされるぞということになつた。一番典型的なものが真岡炭鉱です。これで合理化事業団はうんと出血したのです。全部鉱害が終つたと思つて買い上げたところが、次から次へと鉱害が出てくる。そして、おそらく今事業団が岡崎林平さんに対して裁判をしておるはずですが、次から次に出てきた。そこで、あつものにこりてなますを吹く形になつて、これはすみからすみまで全部調べてみなければだめだ、鉱業権者の持つておる炭住まで、鉱害の登録をさせなければ、一切炭住については買い上げぬということになつてしまつた。猫額大の土地に至るまで、すべて鉱害を片づけてしまわなければ買い上げぬ、こういう形になつて、今のようになつたわけですね。だから、これは非常に事務が渋滞しておるのです。

これはこの前も申しましたが、そういう形があるので、問題はやはり申請をしたときに、その時点で、もうこれは鉱業権者が明らかに閉山の意思表示をしたのですから、それから六カ月以内に買い上げの事務を何らかの形でやるといふ、そこには労使双方を、政府の方なり事業団が呼んで、きちんとして処理を

させるという形で内示をする、これは組合の幹部に内示をする、絶対に口外してはいかぬというふうな形です。口外するかもしれない。申請したら、風の間に間に、あの炭鉱は何月何日に申請したらいいというところがわかるかもしれない。それぐらゐのことなら、ガンかもしれぬし、胃かいようかもしれないというわけですから、半信半疑です。からいと思ひます。何か組合自身、鉱業権者自身には、労働者の今後の運命について考えるだけの余裕を与えるということが必要じゃないかと思ふのです。だから問題は、申請をしたときの時点をとらえなければいかぬのじゃないか。そうして同時に、今までの事務のやり方をもうと改革して、そうして促進をしていく、こういう形を私はおとりにならなければ、今後の新しい合理化事業団の六百二十万トンについて、やはり同じことが出てくると思ふのです。これの方がなおむずかしい問題が出るのじゃないかと思ふ。というのは、これではおそらく合理化事業団は、鉱業権者というものに責任を持たなくなる。ですから、その飛ばつちりはどこに行くかという、通産当局の鉱害部に行くのです。鉱害部が今度はその調停をやるのに、おそらく人数をうんとふやさなければ片づかぬ問題が出てくる。鉱業権者は逃げてしまふ。そうしておそらく無資力の形であつて、国に持ち込まれてくるという形が出てくる。これは、火を見るよりも明らかです。だから無資力の形で鉱業権者の跡始末をするというならば、申請をしたときにきちんとして押さえるものは押さえるという形を私はとらざるを得ないのじゃ

ないのじゃ

ないかと思うのです。そういう点はどうか。

○佐藤国務大臣 大へん実際について御意見を述べられまして、私も勉強させていただきます。私ももの知らない点が多々あるようでございす。これはもう少し私どもの方も十分、適宜処理方法をもっと整備する必要があります。この点について、いわゆる申請の線全部が全部取り上げるといふことをきめるという事は、まだ少し私は危険のように思いますが、ものによりましては、もうそのときにきめ得るものも相当あるだろうと思ひます。何かもう少し事務的にスムーズに処理ができるように、一つ工夫してみたいと思ひます。

○滝井委員 次は、二百三十二万トンについては、何らかの形で、少なくともやはり半年くらい前が必要だと思ひますが、事務的に研究していただいで、そうしてそれをまあ秘密でいいです。それから、労働組合と鉱業権者にきつと——鉱業権者は今でも内示をしていゝるわけですから、内示をする形をとつて、はつきりせしめていっていただきたいと思ひます。ところが最近、主としてこれは大手にあるのですが、私たちは今度の政府の合理化計画というものは、ことしの予算に現れた二百三十二万トンというものが一応政府の合理化計画だ、こう思つておつたわけですが、ところが最近になりました、たとえば古河大峰、それから三井あるいは大正鉱業というようなケースが出てくるわけですが、全くことしの六万何がしの離職者対策のワケ外のものが出てくるわけですが、これは私は政府は防がなければいかぬと思ひます。

それは政府が五千五百万トン態勢を作つて、千二百円の炭価を引き下げるためには、ことしは二百三十二万トンはつづかなければいかぬ、この程度が大体適切だといふ計画を立てて、これ——これはあるいはそうなると思ひ民

党の方が、統制経済で困ると言われるかもしれないけれども、これはやはり労働者を捨て去るからには、事業についてある程度の手かせ足かせ、小さなひもでいいから、はめてもらわなければならぬと思ひます。それで、二百三十二万トンのワケ外でもし労働者の首を切ろうとする場合、あるいは閉山とする場合は、やはり政府の許可を得なければならぬという態勢が必要だと思ひます。それをやらなくして、これはもう全く計画が立たなくなつてしまふ。さいぜんから申すように、わすかに六十人なら六十人を募集する職業訓練所を作つて、そうしてこれを六カ月で回転をしていこうと思つた。今のその訓練所のある地域の炭産離職者といふものは、これだけの訓練所があればいいと思つて予算をとつて、科目をきめて収容しようとかかつた。ところが突如として七百人とか、千人とかいふものが例外的に割り込んでくるわけですが、そうすると、雇用計画といふものはむちゃくちゃになるし、それから炭の計画についても、やはりこれは問題が出てくるわけですが、こういう点に對する規制というか、チェックといふか、何かそういうものを政府は考えたことがあるのかどうか。

○今井(博)政府委員 現在、合理化計画を立てます場合に、地域別に離職者の数などの程度になるかといふことを押えまして、労働省の關係の予算はこれを基礎にしていろいろ計画を立てていく、こういうことになつております。ただいまおつしやいました二百三十万トン、三十七年度は二百三十万トンの一応計画を立てておりますが、これは計画経済じゃございませぬので、景気のよしあし、あるいはいろいろいろいろな経済關係の変動によりまして、相當な出入りが実はあることはやむを得ないのじゃないか。たとえば事業団が初めて店開きをいたしましたときは、なかなか予定の整備数量に達しなかつたといふ事情もございしますし、それが何年かたちましたうちに、大體予定された計画通りに山の整備が進んで参つた、こういう事情もございします。来年度二百三十万トンを立てましたのは、これは割合はつきりいたしたての数字でございまして、現在買ひ上げの申請の残りの三十七年度の六十七万トンのほかに、保安の方の買ひ上げの炭産、ニュー・スクラップ方式による二百二十万トン、こゝいう予定の数字でございしますが、この場合に従来の買ひ上げの数量とか、保安の数字、これは割合にはつきりしておりますが、ニュー・スクラップ方式の二百二十万トンにつきましては、これは一応われわれはこゝいう推定をいたしまして予算を立てておるわけでございます。これが實際問題として、もっと希望がふえるかもしれないという、実は予想もいたしております。従つて、そのワケ内できちつと押えるという問題につきましては、さらにそれよりも希望がふえ、もっと整備をしなければならぬといふことになりますれば、これはまあ

やはり追加予算の問題になるし、あるいはその場合には労働省關係もそれに應じて離職者対策の方の予算もふやしていく、そういう關係に立つわけでありまして、若干のその辺の出入りはやむを得ないのじゃないか。ただ、御指摘になりました田川の場合、あるいは大峰の場合は、これは實際の二百二十万トンという場合の計画とはこれは別の問題でございまして、今二百二十万トンと申しましたのは、これはむしろ山を整備する、山をつぶす方でございますが、このほかに離職者の問題としましては、現在の割合に能率のいいという炭産でも、實際はほとんど機械化を進めて参りますと、人間が若干減つて参りますから、そういう山を買ひ上げつづきまして、人間がある程度減つていくという計画を立てておりますが、その計画の中には数量は多少違ひますが、大峰の場合とか田川の場合は、ある程度数字は入つておりますから、この辺は突如としてそれが新たに加つたものといふわけではないとわれわれは考へております。

○滝井委員 そうすると大峰、田川のようなのは、六百二十万トンの中に入つておるわけですか。

○今井(博)政府委員 六百二十万トンと申しますのは、ほんとうに山を事業団が買ひ上げる、今度ニュー・スクラップ方式で山を整備する、こゝいう炭産でございまして、この中には今の炭産の例はわれわれとしては一応予定はいたしておりません。これはむしろ現有の炭産の中で、能率を上げるために人間を減らしていく、こゝいう部類の炭産としてわれわれは予定して

おつたわけでございます。いわゆる六百二十万トンと申しますのは新鉱群、増強群、維持群、非能率炭産群、この四つに分類いたしました。非能率炭産群が三十四年度には約千三百万トン程度ございしましたが、これが三十九年の終わりに一応なくなるだろう、こゝいう推定ではじき出した数字でございします。大峰炭産は一応残る炭産に入れておりましたので、その中には一応入つておれません。

○滝井委員 そうしますと、大峰のようなのは、維持群の中に入つておるはずですね。それから三井だつて今度は維持群に入つておるんじゃないですか。

○今井(博)政府委員 田川も維持群に入つております。

○滝井委員 大臣、今お聞きの通り、新鉱群、増強群と維持群、それから能率の悪い、スクラップにする炭産と、こゝう四つに分けて合理化計画を立てていった、ところがその一段上の維持群の中から、まだ六百二十万トンが片づかぬうちに、先に回つてやるというわけですが、おれはもうやめるんだ。たとえば、三井の六鉱なんかさうです。まだあるわけですが、これをやめるわけですが、そこで、私がさいぜん指摘したのはこゝうなんです。これは一体どうしてそういう炭産がやめるかといふと、三井のようなどころは銀行からも金が借りられるし、三井は一年で六百万トンとか九百万トン出るのですから——三井のようなどころは出る山はほかにない。九百万トン出れば、これに太刀打ちできる炭産はない。だから他の炭産は全部どんどんつぶれてしまふ。従つてこれだけ残るわけですが、私

がさいせん言つたように、田川炭田では前から二百二、三十万トン出ておつた、今も出ておりますが、労働者は三分の一に減つておる。残るのはどが残るか、三井しか残らない。これはどうしてかという、近代化資金もみんなそこに行つて、他のものには行かない。だから三井と、三菱、住友、同じ財閥系の炭鉱でも、ちゃんと開きが出てくるのです。これは鉱区をどういう工合に持っているかによつても違つてきますが、安い金が入つてくるのです。無利子の近代化資金が入つてくれれば勝つにきまつておる。コストが安いからどんどん伸びる。合理化されて、労働者は首切りされて出炭は上がつていく。他のものはこれに追いつけないから、今言うように先回りしなければならぬ。先回りするときに、どういう形で先回りしてくるかということです。これは日本の、特に筑豊炭田における炭鉱というのは、もはや近代化資金をつぎ込んで機械化する段階にはないのです。やはりこれは人間の労働力によつて出炭率を上げる以外にない。そうすると、石炭の原価の五割も六割も人件費が占めておる現段階では、結局賃金を下げる以外にない、賃金を下げるによつて高効率の炭鉱と太刀打ちする以外に方法はないのです。

そこで新しい方法として生まれてくるのは何かという、第二会社です。そういうように先回りをしていくのを、どうして通産省は阻止することができないか。資本主義だから、企業が自分の独立採算を見て、損ならば労働者を首切つて能率を上げるといふことは、資本主義の原則ですから、資本主義社会におけるこの原則は、社会党といえども認めざるを得ないと思うのです。しかし行政というものはやはりチェックするところ、何かコントロールするところがあれば無秩序になつてしまふ。それで石炭の合理化政策なんというものは要らないことになつて、わざわざ国のとつて税金を入れて、私企業の、何の役にも立たない取り尽くした鉱区を買い上げてやるというところは、やはりある程度のコントロールを国が石炭産業にやらなければならぬ、秩序を守らなければならぬ。いとう上から金を出すわけですから、そうしますと、たとえば今典型的なものとして大峰の例が出たので、大峰の例で参りますと、今千二、三百人の人を使つており、そうしてこれを今度第二会社にやるわけですよ。第二会社にやつた場合に、これは私しるうとなり考えるのですが、今度第二会社を作つても、坑口を許可しなければいと思ふんですよ。これは大峰の炭鉱は閉鎖して、そうして別な新しいBならBという第二会社ができてやるわけですから、やる場合は何でやるかという、昔の坑道を使つてやるわけですから、これはおそろく、坑道に金を投資しないのだから坑道を使つてもいいだろうという理論だろうと思ふます。ところがそのときに、施業案もその通りに持つてくるかもしれないが、もとの通りの施業案というものが新しい会社に当てはまるはずはないので、そこで新しいものがもとの坑道を使うときに許可をしなければ、会社は先回りをするところがない。このくらいなことは、今の行政で当然やるべきだと思ふます。またできないならぬと思ふのですが、その点はどうですか。

○今井(博)政府委員 大峰の例は、第二会社になりまして、これは坑口使用許可といふことで当然許可の処分の対象になると思ふます。第二会社が従来の坑道を使つてそのままでやるというわけには参りません。これは保安臨時措置法による坑口の使用許可といふことに当然ひつかつてくると思ふます。

それから、先ほど田川の例でいろいろお話がございましたが、田川の場合も坑口を若干閉鎖するといふ計画を持つておるのであります。これは維持群の中でも、山そのものをつぶす場合は別といたしまして、そういう坑口を二、三閉鎖するといふことで存続する維持群といふものは相当ございまして、これは一応いわゆる非効率炭鉱といふものとは範疇が違ふと思ふます。

○滝井委員 大峰の方は、これは非常に珍しいケースというよりか、ニュー・フーズのやり方ですから、十分一つ御検討を願わなければならぬと思ふます。そうすると大峰の場合は、今の局長さんの御説明では、大峰の今までの坑口を使つたのでは施業案は許可にならない、こう理解して差しつかえないのですか。

○今井(博)政府委員 それは、保安臨時措置法によりますと、坑口使用の許可を得なければならぬわけであります。

○滝井委員 そこらあたりちよつと勉強なんです、大峰の炭鉱が出しておつたその坑道を使う場合には、許可をとる、許可がなければ使うことができない、こういうことになっておるわけですね。私はそこらがおかしいと思ふ

うんですよ。大体坑口といふものは、能率が上がらなければ許可しないことになつておるんですよ。それで当時便宜措置として、小型坑道といふものを作らせて全部やつてしまつた。正常の坑道を作つてはいけなかつたといふことで、みんな小型坑道を作つて、それで体よくのがれた。そうしてそれが保安の問題にひつかつて、今爆発を起しておる。今小型坑道は禁止したわけでしょう。

○今井(博)政府委員 坑口の使用許可制度を非常に強化いたしておりますので、そういうものは許可いたさぬことになつております。

○滝井委員 そういうものは許可できない、こうなりますと、今度は第二会社を作れば、それは新鉱開発ですね。新鉱の開発をやる場合に、これは私は能率だけではだめだと思ふのです。労働者の待遇が前より極端に下がつたものは、これは能率が上がったことにならぬと思ふのです。賃金も少なくとも前と同じ程度でなければいかぬだろうし、それを極端に引き下げて、残業をさせて能率を上げるのでは、一人当たりの出炭を上げるのでは話にならぬと思ふのです。だから私はこれらだと思ふのです。先回りをして、利己的に、政府が計画をしたという秩序ある合理化政策といふものを、大手の炭鉱が、みずからの経営のみを考えて、労働者と自治体を犠牲にして、第二会社に切りかえてやるというふうな、こういう行き方は、私は許すべきでないと思ふのです。これを許したら、合理化政策といふものに国の税金を出すべきでないと私たちは思う。労働者を犠牲にして、資本家だけがもうけるよう

なことから、これはわれわれの税金です。出すべきでないと思ふ。しかも、その石炭はおそろく古河が買い取るんでしょ。第二会社といふのはみなそうなんです。自由にその企業に売らせるなら、まだ話はわかる。ところが出た石炭の販売権といふものは、会社がとつてしまふ。だから今大きな会社は、石炭の生産会社じゃなくて、販売会社になつておる。斤先にやつて、あるいは第二会社を作つて、販売権は自分が握る、こういう形をとつておる。資本主義の典型的な搾取の形をとつておるわけですね。こういうことが白昼公然と許されるならば、もうこれは強い者勝りで、弱い者は哀れなものです。どうですか、この大峰。非常に重要なところですが、もしそういう大峰の場合に、古い坑道は許さない——向こうが労働者の賃金もきつたとするし、能率は上げてくるというなら、新しい坑口の開設の許可の基準に従つて許すことはいいかもしれぬが、そこでなければ私はこれは許すべきでないと思ふ。

○今井(博)政府委員 坑口の開設の許可並びに使用の許可の条件としましては、能率、技術的な能力、経済的な能力、こういう点を基準にしましてその許可を審査する、こういうことになつております。従つてただいまの大峰の例についても、もちろんこういう観点から審査いたすわけでございます。これは賃金が非常に切り下げられた極端な例は別として、全体としていろいろな要素を勘案して総合的に判断すべきものと思ふますので、ただいま非常に極端な例をあげられましたが、その辺はもう少し大峰の実際の

○滝井委員　これは、政府の態度のき

め方がおくれてしまつと、どんどん進む。会社は三月一日からやると言つてゐるんですからね。かつて私は、靱井鉦が鉦区を分譲して新しいものを作るときにも反対をした。ところがあれは炭政課が何かが、審議会が何かに諮つて坑口を開設するかしないかきめるわけでしょう、いつの間にかしておつたんですね。そして今のような状態になつてきているわけですね。これも同じだと思ひます。第二会社をしばらくやつて、第二会社でもうからぬようになると、今度は必ず租鉦權へ落として、今度は必ず租鉦權をやるか、組夫をやるわけです。こういうふうに次から次に落としていつて、最後は一体どうなるかという、これは私のところの例で申しわけございませんけれども、たとえば今私の家のあるところの鉦区といふものは、四代目です。一番初めには神戸の鈴木商店が持つておつた。それを今度は麻生鉦業に譲つた、次に野上鉦業に譲つた、それから靱井鉦になつて、四代になつてきているんです。そうすると、初めから鉦書を徹底的にやつたものはない。一番最後のどんじりになつてから鉦書をやることになる。それは私が生を受けて以来だから、四十年の長きにわたつて、水の不便から、家の傾きから実に莫大な損害です。しかし、その鉦書を必ず私がやりますという一筆を前の鉦業權者に渡して、それを安く買つてやる、次の者がまたそれをやる、次の者がやる、孫子の末まで鉦書は直らぬという形なんです。これは結局、政府の石炭政策が第二会社

に、これからこれまでの土地はおれの
鉱区であると宣言をして、そして財産
税を納めて、これを人に分けてやって
いくという形なんです。まさに土地と
いうものは天下のものなんです。とこ
ろがその天下のものである土地、その
地下に埋蔵する石炭をおれのものと
宣言をして、税金を払った人がみな
やっていくという形、そして下を掘
って、無過失賠償だといってなかなか
らぬ。次から次に譲ってしまふ。こ
ういう形は、今にして防がなければも
う大へんだと思う。そういう意味でま
ず第一の防ぐ方法は、第二会社のと
きに、經理の能力、技術の能力、出
炭の能力というようなことでおきめ
に、経営の能力、技術の能力、出炭
の能力というようにおきめになる
と、現実には小さな炭鉱まで許して
おるといふのだから、第二会社で、
しかも古河がバックした会社だとい
うことになれば、すぐ許すことにな
ります。ところが今度は石炭政策の
転換期にあたり、新しい買い上げ方
式をやつて日本の石炭政策の合理化
を、これから石油と負けないように
という段階で、こいうものをもし政
府が許しておるならば、石炭政策の
合理化政策はくそくらえということに
なる。だから佐藤さん、困難かもしれ
ないけれども、かつての財閥会社の古
河のようなところから、きちつと思
いを正してチェックしていくべきだと思
うのです。これは將來あの地区の住民
は大へんな損害を受けるのですよ。第

な致しておる。三井 三菱 住友が
かつて、天賦人權のごとく、これはお
れの鉱区だと宣言して、自分がいいと
ころばかり掘つて、悪くなれば租鉱權
に出す、あるいは第二会社を作り、販
売權だけを自分が掌中に握つておると
いう形ですから、これを断ち切る以外
にないと思うのですが、どうですか。
当然こういうものは許すべきでない
と思うのです。こういうことを鉱業
法は予想していないんですよ。閉山す
る炭鉱の坑口を使つて新しく第二会社
を作つてやるというようなことは、予
想していません。そういう予想してい
ない、立法者の意思の盲点をくぐつてや
るようなことは、この際石炭政策とし
て許すべきじゃないと思うのですが、
これはどうですか。

○佐藤國務大臣 大峰鉱の話は、私も
聞かないではございません。ただいま
のところでは、大峰鉱はおそらく組合
と話し合ひの段階ではないかと思いま
す。ことに埋藏量がどのくらいある
か、あるいはそれが薄層であるかどう
かというような点の調査が完了しない
と、今後どういうようにすべきかとい
うことはきまらないと思います。ただ
いまの大峰鉱の処置々々ということで
なしに、一般的に山の経営者が変わ
つて第二会社の性格を持つ、あるいは租
鉱權者に移る、こういう事柄が許され
るかどうか、こういう問題についての
私の感じを一通り申し上げてみたい
と思います。

いわゆる第二会社というものは、た
だいま言われるように、おそらく掘る

局組合との話し合いがつかないと、そのういうことができる筋でもございませう。当方で一方的に、申請があつたら山は閉山した、第二会社でやつていくことを承認する、実はこういう簡単なものではないと思います。また地下資源そのものを全然放棄という形も、これも残念なことでありまして、これが掘れる方法があるならば、やはり地下資源も開発すべきだと思います。だから、非常に極端な説を、いずれが一方に片寄つた説を申しますと、これは片方少し議論が極端に走り過ぎて、実情に合わないのではないか、そういう際の行政官庁としての指導的立場が必要なのだろうと思ひます。言いかえますするならば、関係者が了承し、地下資源の開発ができるなら、その条件がある程度悪くなりまして、これは許してしかるべきじゃないかと思ふ。しかしながら、もう最初から本来の責任を遂行する意思なしに、そして責任者をかえることによつて自分たちの義務を免れようとする、こういうような無責任な行爲は、これは許されてはならないものだろう、こういう点を十分行政官庁としては透徹した頭でこれを見ていくのが筋だろう、かように私考えます。だから、一がいに右だとか左だとか、これはやめろ、こう言われましても、極端な説には私賛成しかねます。十分実情に合うように処理して参りたい、かように考えます。

○滝井委員 実は私は、今大臣がそういう答弁をするのはきわめて遺憾で

率でクランプをする群には入ってないのです。だから、こういうところは政府が資金計画なり雇用計画でコントロールする道はある。たとえば、こういう炭鉱については経営者は金をつぎ込んでいないのですから、そういうところにもこそ、近代化資金というものを貸してやるべきだと思ひのです。そうすれば、これは何とか息がつけるわけですよ。ところが、こういうところへは近代化資金はいかないのです。どろのいいところに行くことになるわけですよ、極端な例を言えば。そういう点で、もう石炭資本が金をつぎ込んでやる気がないんですね。さいぜん申しますように、能率のいいものは残っております。ちよつと悪いもの、維持群というのは、金をつぎ込んでやるだけの価値がない、それならいっそのこと人間をうんと働かして、石炭を上げた方がいい、こういう気持なんです。問題は私はここにあると思ひのです。従つて、犠牲は一切労働者にきているわけです。従つて、そういうところはどうせこれは買い上げられるのですから――買ひ上げるといふことは、ただで金をやるのと同じですよ。鉱区というものは、掘つてしまつたあとには役に立たないんですから、そういうところへは、五年なら五年あるならば、最小限度の近代化資金というのを無利子で貸してやる。これは大手だから、返さぬことはないと思ひのです。あるいは、鉱区を買い上げるときに差し押えておいてとつてもいいのですし、大手ですか

ら、炭鉱でなくても、どこからかほかのものでも金は持つてこられると思うのです。だから、そういう金を貸してやつて、資金的なコントロールをしながら、雇用の方のコントロールが、私はやりようによってはできると思うのです。今大臣は、極端なこと、どっちだ、左だ右だということはないとおっしゃいますけれども、新しい形としてこういう形が出てきて、すでに同じ古河系でも、ちょっと上にある峰地はそれをやつたのです。結局、賃金を切り下げてよいに働かして、出炭をよけに出した。その経験というものを、今度は大峰に適用しているわけですよ。だから、こういうことはやはり社会正義——社会主義じゃなくて、社会正義の立場から、私は政治というものは処理をしなければならぬと思うのです。これだけ言っておけば、あなた方もやられるのは慎重におやりになるでしょうから、一つぜひ慎重に——発祥の地の峰地炭鉱の坊ちゃんにここにいられますが、ぜひ一つ考えてもらわなければならぬと思うのです。

それから次は、同じような三井の問題です。これだって、今六鉱の閉鎖をやります。そして同時に、千十二人の希望退職ですよ。これは希望退職といたつて、これだけやめてもらわなければ困りますというからには、これは首切りと同じです。希望退職というのは、体のいい首切りです。ただ変形にすぎないわけですよ。と同時に、自転車置き場とかいうようなところの身体障害者、未亡人等のしているところは、みな直営からはずしてしまふ、そうして別会社か何かにするのですよ。こういう形態で、石炭山というのは、掘る方は

やるならば、これは三井さんだって、古河さんだって、ちょっと顔色蒼白になるだろうと思う。これがやはり私は必要だろうと思うのです。まあ佐藤さんは将来自由民主党の総裁になられ、総理大臣になられる地位にあるわけですから、義を見てせざるは勇なきなり、あわれみの心は仁の端なりというので、やはり仁の端を発してもらわなければならぬときだと私は思うのです。そうでないと、失業の町だといつておるのに、大手がどんどんやつておるのですからね。では三井は損しておるかという、三井の株はどうでしょう、二十円か三十円だったと思うのですが、今では百円に上っているじゃないですか。九百万トンも出るのです。五山もあつて、一つの山が苦しいからといって、それの千何百人の労働者をやるといふのは、実に政府から恩恵を受けているはずですよ。まあそれは営業会社だから、株が下がれば困るでしょうけれども、そこはやはり政府から何らか近代化資金等ももらつておるはずですから、何とか政府の政策に協力をして、ことし切らなければならぬものを順着がくるまでは待つというのが、私は話としては無理がないのじゃないかと思う。それを永久に私は六鉱なら六鉱閉鎖をしてはいかぬとは申しません。しかし、これはまず順着は待つてもらわなければならぬ。少なくとも維持群は非能率炭鉱と通産省から烙印を押される程度まではお待ち願ふことが必要じゃないかと思うのです。それを、力があるから、おれは政治を圧迫することができるといって先回りをするのは困るということだと思ふ

のです。これは私はちつともおかしくない、正論だと思ふのです。こういう点どうですか。三井についてはなかなか言いにくいでしょうが、やつてもらわなければいかぬと思うのです。三井は、御存じの通り、三池で実に政府に迷惑をかけている。政府ばかりではない、国家に大へん迷惑をかけております。あれだけ騒がして、それから警察の金も何億と使わしておる。それを今度は田川までやつてこういう迷惑をかけるということは、これはやはり三井としては考えてもらわなければいかぬと思うのですが、どうですか。

○今井(博)政府委員 ただいま滝井先生のおっしゃいました中でいろいろ誤解があると思ふのですが、一つは、われわれとしては、全体の生産構造を考えました場合に、維持群と非能率炭鉱にすその方は分かれておりますが、その場合に、維持群の方が先につぶれて、非能率炭鉱の部類に入れたのがあつて、これは成績がよく残つて残つていふことは、これは実際問題としてはあるわけですから、一度そういう格づけをしたから全部それでいくのだということでは、ちょっと無理じゃないかと思ふます。それからもう一つ、大峰にしても田川にしても、一応維持群の中でわれわれは考えておりましたが、それが石炭のピットを整理するということは維持群でも当然あり得るわけでございます。この小口の一つ二つをやめたからといって、それが非常に先回りした、こういうことは、われわれとしてはそれは考えていないわけでありまして、維持群でも増強群でも、機械化をやつて、近代化資金を出した場合におきましては、能率が上がつて、人間が相当減つていくということは、初めから予定いたしておりますから、田川の例が、非常に先回りして、順着を待てというところは、これはそういう順着は初めから予定いたしておりますから、ちよつとその辺は実際問題としてむずかしいのじゃないかというふうに考えます。それから大峰の場合も、決して先回りして六百二十万トンの中へ入つてきたというわけではございません。人間を整理して別の会社にするという問題はございますけれども、六百二十万トンの中へ先回りして入つてきたという例ではございません。その点はちよつと誤解があるのじゃないかと思ふます。

○滝井委員 六百二十万トンに入るといふ意味でなくて、つづきという点については、労働者が七百人入つてくるわけですよ。労働者を中心に考えれば、七百人の労働者が、今まで失業計画に載つていないのが入つてくるわけですよ。それで、それから三井だつて、もしおやめになつてその鉱区を人に譲つたらやらせないかという、やらせるわけですよ。やらせて石炭は自分から、販売権をお取りになるなら自分でおやりになつたらいいでしょう。そこなんです。資本主義のからくりというものは、自分がやつたら能率が上がる、しかし、人にやらせたう約束でやらせるのですから、こんな虫のいいことはない。極端な言い方をすれば、お前働けといつて働かせて、働いた給料はみんなおれが取らんのだ、持つてこいよというのと同じなんです。第二会社によらせたら、独立をして

自由に販売権を持ってやれる、石炭の販売競争の中に入れるというのならいいのですが、そうじゃないのです。だから、ここに問題があるわけです。

それがもう一つ、私は別な面から問題を提起したいと思うのです。それは御存じの通り、たとえば炭鉱労働者を四万人雇用する場合に、その四万人のうちの七割五分と阿具根君は言

いっている、そのうちの五割五分とこの前政府は言ったが、五割五分という二万二、三千人というものがまた新しく雇用されるという形になっていく。かつて働いておった炭鉱労働者を、五割五分連れてきて働かせておるのです。

その場合の雇用形態はどうなっているかという、失業の期間が長ければ長いほど賃金が下がるおそれです。かつては三井におり、三井よりはおとと小さいAという炭鉱に行き、それからさらに小さいBという炭鉱に行き、さらに小さいCの炭鉱に行っている。この間通算すると炭鉱労働者としては二十年、こういう形になってきています。今度Cに行つたときは、よわい四十をこえておるのです。だから、一番初めに働いたときの賃金——今炭鉱といふものはどういふことになっていくかという、必ずしも年功序列ではない、請負給ですから、年をとつておる人ほど賃金は安くなつておるわけですね。ちやうど保険の医療と同じです。

われわれは、保険医療をプロレス医療だと言っている。スクーターに乗った若い医者の方がいい。年をとつていく医者はよくない。それと同じ形が炭鉱に出てきている。若い筋骨隆々たる二十二、三の人の方が、よけい金が取れる。四十が四十をこすと、だんだん金

が取れなくなつてきている。そういう形になって三つ、四つと変わつてきた人がみんな入つてきておるわけですね。入るときはどに入るかというところ、みんな中小炭鉱の能率の悪いところに入る、すなわち、斤先鉱あるいは第二会社に入つていくわけですね。だから今炭鉱労働者の平均年齢を見ますと、大手だつて三十八になつてきている。若い労働者は、魅力がないから炭鉱にこない、こういう形になっておる。だから、私たちが炭鉱を能率を上げて安定産業、安定職場にして、安定賃金を与えようとするならば、これを防がなければいかぬと思う。すなわち、炭鉱で首を切られてやめた者がまた半分以上炭鉱に行つて、また二、三年してその第二会社か能率が上がらぬようになると、租鉱区に前より低い賃金で行く、こういう断層といふものができておるのが今の形態ですよ。それは大手のこういうものを許しになるから、そうなる。

それは結局、スクラップ化を早くしなければならぬものを、スクラップ化を依然として停滯せしめ、災害が起きて初めてスクラップ化するという、何人かの犠牲の上において初めてスクラップ化の運命をたどつていく、こういう状況ですから、私は、少なくとも石油業で佐藤さんがおやりになる程度の規制は、石炭産業におやり願わないういふ点をあなた方はどうお考えになるかということです。あなた方は、行政の面だけで、なるほど、第二会社や三井のそういうものはやむを得ないとおっしゃるけれども、しかし、人間の面から見ると、そういうふうに、かわるたびごとに過酷な労働が激化して

いつておる。これをどこかで防がなければならぬ。それを許可しなければ、その労働者は若いうちに安定職場に転換をしていくわけですね。ところが、非常に能率の悪い炭鉱まで第二会社その他で残していきければ、人間で能率を上げる以外にないから、低賃金で働かせるということになる。だから、人間の上から見てこれを防ぐためには、租鉱権その他をチェックする方法を講ずる以外にない。そうすると、能率のいい増強群、新鉱群、維持群の上部のものが残つて、能率が上がつてくる、あとのものは計画的にきつとつた職場を見つけて安定賃金を与える、こういうことになると思つたのですが、今それができないのです。だから、あなた方が一生懸命に炭鉱を整理されるけれども、炭鉱の数はちつとも減つておらない。総数は五、六百から七百くらいあるのです。それはまるつきりさいの川原の石積みと同じです。局長が石を積み、がらがらつとくずれる、また積み、がらがらつとくずれる、また積み、またくずれる、あしたにはまた二鉱ができる、こういう形になっておる。そのできた二鉱というものは、つぶれた一山よりもつと労働条件の悪い、もつと過酷な状態で出てきておる。ここらあたりの悪循環を断ち切る方法は、第二会社を許さない、租鉱権を許さないといふことです。これは政治がほんとうに人道主義の立場に立てば、できないことではないのです。そこらあたりをもうちよつと考へてもらわなければならぬ。いかがですか。

○佐藤内閣大臣 大へん専門的なお話が出て参りました。ただ、経営の基本に關する問題でございいますから、その点についての滝井さんのお考えも聞きたいし、私も意見を述べたいと思ひます。

資本主義経済のもとにおいてという言葉がしばしばございしますが、能率が上がらない場合にそれが一体どうなっていくか、これはおそろく、資本主義経済だろが共産主義経済だろが、能率が上がらない山を無理やりに助けたい方法はないだらうと思ひます。ただ、その場合に、その山が一体どういう形になるのか、第一段の場合といひますか、大企業の場合には不適当だが、小企業の場合には存続される、こういう場合も実はあり得るんだ、そういう形態が許されるのは、資本主義の建前はかりじゃないだらうと私は思ひます。おそろく、規模を小さくして経営するといふことは、共産主義の場合でもあるのだらう、かように私は思ひます。全部が国だから同じことだと言われるかも知れませんが、おそろく、生産規模の大きいものと小さいもの、その力の入れ方は、共産主義の国でもやが力が変わつてきはないか。これはそれぞれの経済行為として見た場合には、共産主義もなければ資本主義もありません。また、自由経済もなければ、統制経済の差もないと私は思ひます。そこで、しからは非能率の場合も一体どういふ形に進んでいくのか、ただいまの炭鉱経営の場合だと、労使の間のバランスがとれておるなら、これは双方で話し合ひがうまくついでいくはずであります。もし一方が強かつたら、その強い方の主張が通る。あるいは過去も現在も資本家が強いという御主張があるかも知れませんが、私は率直に言ひまして、資本家がいつも強

い状況じゃない、問題は、労使が同じ立場に立つて、双方がひざを突き合せて話し合ひ、ここに解決の道があるのではないか。先ほど大峰のお話が出ました。峰地鉱のお話が出て、これが悪い先例だといふことを言われておる。しかし、私の聞いたところでは、これは聞き方があるいは不十分であるかわかりませんが、峰地鉱の場合には、前の古河が退職金を支払つて、その退職金を運用することによつて、新会社で働いておる人たちもその運用等で必ずしも収益は下がつておらない、こういう話をされております。おそろく、こゝで引き続いて探検する、こういう点の話し合ひがついたゆゑんだらうと私は思ひます。もし話し合ひがつかないのなら、第二会社など絶対にできるはずはない、こゝういふふうに思ひます。その程度まで組合と経営者との間の話し合ひがついたか、大事な鉱害の復旧はそれじゃできておるのかどうか、あるいは保安の問題はどうだ、こゝういふ問題が私ども行政官庁としては非常に気になる問題であります。鉱害復旧の問題は、新経営者が一応形の上で引き継いでその責任を負ふといつても、これを實際に負わなければ、これは私の方が行政指導する点があるだらう。また、第二会社になつたために前よりも保安が非常に悪くなつた、こゝういふことでありますならば、もちろん監督官庁として、生命に關することですから、責任を持つてこれは整備しなければならぬ。そういう事務が会社経営の負担になつて、経営ができなくなる、こゝういふことがありまして、これは仕方がないことだと私も思ひ

いいておる。これをどこかで防がなければならぬ。それを許可しなければ、その労働者は若いうちに安定職場に転換をしていくわけですね。ところが、非常に能率の悪い炭鉱まで第二会社その他で残していきければ、人間で能率を上げる以外にないから、低賃金で働かせるということになる。だから、人間の上から見てこれを防ぐためには、租鉱権その他をチェックする方法を講ずる以外にない。そうすると、能率のいい増強群、新鉱群、維持群の上部のものが残つて、能率が上がつてくる、あとのものは計画的にきつとつた職場を見つけて安定賃金を与える、こういうことになると思つたのですが、今それができないのです。だから、あなた方が一生懸命に炭鉱を整理されるけれども、炭鉱の数はちつとも減つておらない。総数は五、六百から七百くらいあるのです。それはまるつきりさいの川原の石積みと同じです。局長が石を積み、がらがらつとくずれる、また積み、がらがらつとくずれる、また積み、またくずれる、あしたにはまた二鉱ができる、こういう形になっておる。そのできた二鉱というものは、つぶれた一山よりもつと労働条件の悪い、もつと過酷な状態で出てきておる。ここらあたりの悪循環を断ち切る方法は、第二会社を許さない、租鉱権を許さないといふことです。これは政治がほんとうに人道主義の立場に立てば、できないことではないのです。そこらあたりをもうちよつと考へてもらわなければならぬ。いかがですか。

○佐藤内閣大臣 大へん専門的なお話が出て参りました。ただ、経営の基本に關する問題でございいますから、その点についての滝井さんのお考えも聞きたいし、私も意見を述べたいと思ひます。

資本主義経済のもとにおいてという言葉がしばしばございしますが、能率が上がらない場合にそれが一体どうなっていくか、これはおそろく、資本主義経済だろが共産主義経済だろが、能率が上がらない山を無理やりに助けたい方法はないだらうと思ひます。ただ、その場合に、その山が一体どういう形になるのか、第一段の場合といひますか、大企業の場合には不適当だが、小企業の場合には存続される、こういう場合も実はあり得るんだ、そういう形態が許されるのは、資本主義の建前はかりじゃないだらうと私は思ひます。おそろく、規模を小さくして経営するといふことは、共産主義の場合でもあるのだらう、かように私は思ひます。全部が国だから同じことだと言われるかも知れませんが、おそろく、生産規模の大きいものと小さいもの、その力の入れ方は、共産主義の国でもやが力が変わつてきはないか。これはそれぞれの経済行為として見た場合には、共産主義もなければ資本主義もありません。また、自由経済もなければ、統制経済の差もないと私は思ひます。そこで、しからは非能率の場合も一体どういふ形に進んでいくのか、ただいまの炭鉱経営の場合だと、労使の間のバランスがとれておるなら、これは双方で話し合ひがうまくついでいくはずであります。もし一方が強かつたら、その強い方の主張が通る。あるいは過去も現在も資本家が強いという御主張があるかも知れませんが、私は率直に言ひまして、資本家がいつも強

い状況じゃない、問題は、労使が同じ立場に立つて、双方がひざを突き合せて話し合ひ、ここに解決の道があるのではないか。先ほど大峰のお話が出ました。峰地鉱のお話が出て、これが悪い先例だといふことを言われておる。しかし、私の聞いたところでは、これは聞き方があるいは不十分であるかわかりませんが、峰地鉱の場合には、前の古河が退職金を支払つて、その退職金を運用することによつて、新会社で働いておる人たちもその運用等で必ずしも収益は下がつておらない、こういう話をされております。おそろく、こゝで引き続いて探検する、こういう点の話し合ひがついたゆゑんだらうと私は思ひます。もし話し合ひがつかないのなら、第二会社など絶対にできるはずはない、こゝういふふうに思ひます。その程度まで組合と経営者との間の話し合ひがついたか、大事な鉱害の復旧はそれじゃできておるのかどうか、あるいは保安の問題はどうだ、こゝういふ問題が私ども行政官庁としては非常に気になる問題であります。鉱害復旧の問題は、新経営者が一応形の上で引き継いでその責任を負ふといつても、これを實際に負わなければ、これは私の方が行政指導する点があるだらう。また、第二会社になつたために前よりも保安が非常に悪くなつた、こゝういふことでありますならば、もちろん監督官庁として、生命に關することですから、責任を持つてこれは整備しなければならぬ。そういう事務が会社経営の負担になつて、経営ができなくなる、こゝういふことがありまして、これは仕方がないことだと私も思ひ

ます。そういう場合には、その山をやめていただく以外には方法はないだろう、しかし、それが一通りの基準にかな

組合が必ず了承しないと、鉱区の譲り渡しをやってもらない。

また、滝井さんの先ほどの従業員の転職の話、七万人のうち、あるいは五万人が再就職するというお話がありました。ただ、だんだん小さい会社に行くというお話がございました。私は、小さい会社に行く例ばかりでもないだろう、大きい会社にも移るのではないかと実は思います。炭鉱労働者ぐらゐ、離職が多くて再就職の多いものはない。これは先ほどのような実例だけのお話にならないで、総体の大量観察をしてみると、必ずしも不都合ばかりではないのではなからいとお話で一番気になります。私が先ほど来のお話で一番気になります。点が一つございいます。それは、私どもが今日まで五千万五百万トンの数字を申し上げた。それで、滝井さんがお聞きになりますように、五千万五百万トンの数字にこだわる限り、離職者、退職者はほとんど出てくるのではないかと、この点でございいます。この点は、私どももうすでに御披露いたしましたように、五千万五百万トンを絶対それよりふやさないと申しておるものではございせん。だから、採算がとれる方法があるならば、それは五千万五百万トンが六千万トンになったって、六千万五百万トンになっても、これは大丈夫でござい

ます。けれども、ただいまのところ、まだ五千万五百万トンの炭が出ていないのだから、今から、六千万五百万トンの炭、六千万五百万トン掘るのだとか、そうしてそれが千二百四下げて石油と太刀打ちができるのだというところは、いかにも先走り過ぎるという感じがいたしますので、私は、ブレーキをかけておるのでありまして、千二百四下

げができたり、あるいは千三百四下げができるというような状態のときに、五千万五百万トンにきづづけにする要はないと思います。従いまして、石炭産業というものを、国内資源である石炭は引き続いて掘っていく、こういう立場に立っております限り、これはぜひとも盛り立てていくつもりだし、そうするならばおそらく能率が上がり、そうして新鉱が開き出されるならば、これは従業員自身が離職するといううき目を見なくても済むのではないかと、かように思います。本来の姿はそういう方向であってほしい。ただいまの段階では、やむを得ず、合理化が進まな

い、こういう立場から、ある程度労働者の数が減る、こういうことになる。これは本来望ましい姿ではございせん。私も、そういうことを避けた

〇滝井委員 実は、昭和三十一年度、二百三十二万トンの合理化を一応やっていく、ところが、二百三十二万トンの合理化以外に、維持群の中から相当多くの失業者が出てくる客観情勢がある。その具体的な例として、たまたま私の郷里に起こっている三井の問題と大峰の問題をあげたわけですが、この二百三十二万トン以外の、維持群の中

から出てくるものを、やはりある程度予測することが必要なんです。大峰の七百人など、まさにわれわれが予測をしていなかったものが出てきたわけです。私もその付近に住んでいて、三井が千人か二千人くらいはやるだろうというところは聞いておりました。けれども、大峰がそういう形になるとは夢想だにしなかった。これはおそらく労働者も同じだろうと思ふのです。この二百三十二万トン以外のブラ

ス・アルファというものが、五十万トンなら五十万トンというものが出るのだという把握は、少なくとも監督官庁であるあなた方としてはしておかないと、話にならないわけですよ。労働省とかね合ひも出てくるでしょう、あるいは自治省とかね合ひも出てくるでしょう、そういうものが突如として出てくると、その自治体は全く予算が組めないのです。それはどうしてか

という、ことしの予算を組むのに、たとえば鉱産税が出るであろうと思つて組んでおつたのに、第二会社にかつて七百人の労働者が首を切られた、そうすると、まず市民税が狂つてしまふ、鉱産税が狂つてしまふ、固定資産税も狂つてしまふ、そうすると、地方自治体の財政計画も立たないという問題が出てくるわけですよ。こういう予想をせざるものについては、あなた方がそれぞれ鉱業権者に向かつて

は、あなた方の権限でできることです。だから、その場合に出てくる以外のことをおやりになる場合には、それは困る、そういうことをやるのならば、私は資金面でコントロールしますよ、政府の政策に協力しないような炭坑には、無利子の近代化資金は貸すことはできません、これいいのですよ。今の炭鉱屋さんは、ただこの一言で参つてしまふ。そういうことをするところの労働者については、あなたの方の雇用計画は責任を持ちませんよ、これでいいのです。そうすれば、労働者は、政府が責任を持たぬような山をどうしてやるのだと事業主に言うのです。そんなものよわくないですよ、政治権力を握っておるのですから。それだけを言つてもらえたい。ところがそれを言わずに、まあまあそれじゃ何とか考えましようということになるから、むちゃなことをやって、われわれがここでこういう話までしなければならぬことになるのです。だからそこらあたり、何か資金面と雇用の問題からある程度——これは一般論として

例をあげたので、政府の計画以外のこととをやらせることは非常に秩序を乱す——政府は最近新しく、民主的秩序の保持に関する法律案を出しになろうとしてゐるが、むしろ私は、炭鉱業の民主的秩序の保持に関する法案というものが、国会より先に今必要だと思ふのです。そういうものを一つ出して

もらふ必要があると思ふのですが、そういう一般論としてぜひこれは大臣、いろいろ思ひつきの質問をして申しわけなかつたけれども、思ひつきといつたって私の常日ごろ考へておるところですけれども、何かきつとした、少

なくとも仁丹を十粒飲んだくらいは
すつとする気持くらいはさせてもらわ
ぬと、どうも何かもやもやしたものが
あっていかぬと思うのですよ。

○佐藤国務大臣 だんだん話が詰まっ
て参りまして、滝井さんの御指摘の点
も私わかつてきたようでございます。

御承知のように、労務が不足する場合
は、経営者から政府に対して労務確保
の要求が必ず出ます。これは最近中小
企業基本法を作ろうといえ、中小企
業の労務の確保が必要だといふような
話があります。労務が過剰になった場
合の連絡が全然ないといったら、今の
ような問題になるわけですね。ことに石
炭が今の合理化を進めていく段階にお
きまして、年当初においての一応の計
画を、場合によれば大企業からもち
てしかるべきであらうという感じが、
お話を通じて私に参つたのであり
ます。私はしばしばお答えしたと思
います。私がスクラップになる山の従業員
が離職することは非常にはつきりわか
るが、それはかなり離職じゃない、今残
る、あるいは開発する場合にいたしま
しても、能率のいい山といつても、今
の従業員そのまますかかえていくの
はいかに規模が小さいといふものがある
のだ、だから、その出炭規模を維持
しておる限り、そういう山でも離職
者が必ず出るだろうといふことを、し
ばしば指摘して参つております。そ
ういう意味から申せば、そういう山につ
いての事業計画なり、離職者の、労務
の必要数といふものの計画をやはり会
社は持つてしかなるべきだ。そういうも
のについて通産省なら通産省が事前に
指導することができれば、今御指摘に
なりましたような摩擦は、幾分でも緩

和させることができるのじゃないか。
そういう意味で、これは私も大へ
ん啓蒙されたのですが、いわゆる計画
経済ではございませうが、ただいま
せつかく合理化を進めておる最中でござ
いますから、もう少し実情に沿うよ
うなデータを私も多少把握して、不
な摩擦を各方面で起こさないようにし
たい、かように考えます。

○滝井委員 これで終わりますが、で
きれば一六六二二万トンとは申しま
せんが、二六三二二万トンの、山の名
前をあげるといふかぬと言われると工
合が悪いから、地域的な資料で、今
言つた三井や大峰のような維持群、こ
れは近代化資金をつぎ込んで能率を上
げれば、当然労務者は少なくないわ
けですから、そういうものの資料がで
きれば、あわせて一つ作つてみてくれ
ませんか。これは合理化法が上がるま
で待つておきます。

○今井(博)政府委員 ただいまの二百
三十二万トンについての地域的な見通
しといふものは、一つできるだけ作つ
ていきたいと思つて、山別にになり
ますと、その辺は、現状ではまだちよつ
と困難かと考えます。

それからちよつと今誤解がありまし
たので申し添えますが、スクラップ二
百三十二万トンといふものからの人員
減は、われわれとしては一六六千人程
度を予定いたしております。三十七年
度は、全体としては、労働省との話し
合ひで今やつております数字は二万七
千五百人といふことで、離職者の対策
を講じておるわけでありませう。大峰の
人員減につきましては、この二万七千
五百人のうちで、ある程度はもちろん
考へておつたわけでございますが、最

初から、第二会社みたいな、ああいう
形を予想して考へておつたわけではご
ざいませう。ある程度は人員減は、田
川の場合においても大峰の場合におい
ても、一応考へておつたのでありま
す。

○有田委員長 岡田利春君。
○岡田(利)委員 あすからの審議に必
要な資料を要求したいと思つて、で
きなればできないではつきりして
らいたいと思つておられます。

まず第一点は、コストの関係なん
ですが、合理化法が施行されて今日まで
の合理化進行過程の中で、公共料金、
資材代が値上りした、全国平均ではく
然と資料が出ておるわけですが、これ
を地域別に、公共料金の値上げある
は諸物価、諸資材の値上りによつて、
一体コストにはどういふ影響を及
ぼしておるか。

それから第二点は、合理化の反転現
象として、たとえば首切り、退職資金
がどんどん出ておるわけですね。それ
に関連して、企業を切り離せば、それ
に対する実績も当然出て参るわけだ
と、そういう合理化を進める反転現象と
してコスト高といふ面があるわけだ
と、この趨勢はどうなつておるか
という資料です。

第三点は、消費構造が変わつてき
ておるわけですね。長期の展望に立つ
て、電力用炭がどんどんふえて、今ま
での電力需要が減つてくるわけだ。と
はかの需要が減つてくるわけですね。
ところが、電力用炭の場合には石炭の
価格が、比較的大口消費のために安い
わけですね。従つて相対的に、売り上げ
価の手取りが下がつてくるわけだ。
一体その趨勢はどういふ状態である
か、長期の見通しは一体どう考へられ

ておるか、こういう点が、コスト上問
題になつてくるわけですね。それと、大
きな問題として賃金の趨勢、これは合
理化計画によれば、三・八%の賃金
アップを一応認めておる。ところが、
その後変更して、大体製造工業の平均
である四・六%の賃金アップを認める
といふことになつておるわけですね。
従つて、それらの賃金の趨勢はど
うなつておるかといふ点がコスト
関係に対する資料です。

それから次の問題としては、現在の
炭鉱会社の短期、長期のいわゆる借り
入れはどうなつておるか。特に開銀
あるいは昔の復金、炭住関係などがある
わけですね。それは今日一体どうい
う状態になつておるか。その支払い金
利、返済はどうなつておるか。特に政
府関係、財投関係を中心にして、長
期、短期の借り入れの趨勢はどうな
つておるかといふことを、資料として提
出願したいと思つておられます。

それから次は、近代化資金が貸し出
しをされておるわけですね。これは四
割政府が出すわけですね。五年間利子
をたな上げにして、五年後から返済に
入るわけですね。この近代化資金と自己
資金、さらに開銀から当然あとの四割
が出て参るわけですね。これが今日、
近代化資金を投入したけれども、それ
がその山で一体コストにどういふ影
響、どういふ形になつて出ておるか、
利子はトン当たり一体どういふ形に
なつておるか、近代化資金を貸した
が、それはどういふ状態になつてお
るか、この点に問題があるわけですね。
これから近代化資金を投入するためには
非常に大事な問題で、この点に關する

資料の提出を願いたいと思つてわけ
です。
次は、労働構成の問題なんです、
合理化を実施する場合と今日の労働構
成とは、一体どう変わつておるか。
これは、従来炭鉱の職場であるべき常
識的な範囲も漸次狭められる、こうい
う傾向に実はあるわけですね。従つて直
轄、組夫と臨時夫を加えて、福利厚
生、鉱害関係等を第二会社に切り離す、
こういう実態、趨勢はどういふ形に
なつて、どういふ変化をもたらして
おるか。この点は将来の労働構成の安
定の面から非常に大事な問題でありま
すから、中小炭鉱の場合は無理でし
うけれども、石炭協会の関係はぜひ出
してもらわなければ、合理化法の首切
り資金の保証なんですから非常に問題
点があると思つておられます。これを一つ
大臣が言つておられるように、組夫の場
合はむしろ炭鉱関係は求人難に陥つて
いる。そうして直轄の方は余つておる。
こういう現象が実は出ておるのです
が、その点はどうなつておるか、こ
ういふ点についての資料の提出を願
いたいと思つておられます。

次に、炭鉱会社の関連企業が最近ず
んずんふえてきておる。これに対して
出資をしておるわけですね。従つて直接
五〇%以上の資本金を出資している関
連企業といふものは、合理化法が施行
されて今日まで、どういふ趨勢で一体
増加をしておるか、それだけの額が一
体関連企業に投資をされたか、そうい
う趨勢について一つ資料を提出願
いたいと思つておられます。
最後に、これは北海道に特にその声
が強いのですが、坑木の問題がまだ未

解決の状態にあるわけです。九州の場合には比較的問題がないようですが、北海道の場合には国有林が非常に多いので、坑木の入手の問題で非常に保安上の問題も冬あたりには惹起しておる。まだそれが改善されていないで、北海道では坑木協会というものが作られて、坑木の需給安定に努めておる。これはまだ解決されていないわけです。従って解決するとすれば、これは国有林の関係、やはり国の施策として解決しない限り、北海道の場合には民有林が少ないのですから、解決できないわけです。従って、その点についてはどういふ実態にあるのか、それを一体どう解決していこうとするのか、いずれにしてもそういう坑木関係の資料を出していただきたいと思うのです。時間のかかるものもあると思うのですが、でき次第一つ早急に出してもらいたい。できれば、あすあたりまでにできる資料がこのうちあればお知らせ願いたいと思います。

○今井(博)政府委員 これはすぐできるものもございますし、ちょっと時間をかけなければできないものもございますので、できるものからそろえて出します。

○有田委員長 次会は明二十一日午後一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

石炭対策特別委員會議録第八号中正誤

ページ	行	誤	正
三一	三	日本国有鉄	日本国有鉄
四	末	道の	道と
五	三	金額	全額
六	三	意見	意見書
六	三	前項の規定	前条の規定
六	元	により	による